

2021年3月31日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)  
環境保安グループ

## 新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (対象：船員以外)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルスの船内における感染拡大を可能な限り阻止するため、主に乗船・訪船に先立ち必要となる予防策として、船舶乗船/訪船基準を設定してきた。本文書は 2021 年 4 月 1 日以降の船員以外の機構船舶への乗船を念頭に策定したものである。ここで扱う機構船舶による航海については注 1 を参照のこと。なお、航海開始後の対処については 2020 年 5 月 29 日付「航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針(改 2)」に従うこととする。

### ■本文書における「乗船者」の定義

- 機構船舶による航海 (注 1) に参加予定の研究者・観測技術員・運航チーム員 (注 2) (注 3)。

#### 【乗船 18 日前 (注 4) から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船 18 日前から指定された健康記録簿に毎朝の検温結果や体調異常等を記録し保管するとともに、行動備忘録を作成して各自で保管・持参する (注 5)。
- 以下に示す症状がみられた場合、下記とりまとめ担当者を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注 6)。
  - 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の症状のいずれかがあった場合
  - 上記以外で発熱 (37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温) や咳などの比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続いた場合

#### 【乗船 14 日前 (注 4) から乗船日まで実施すべき事】

- 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、以下の感染防止対策を可能な限り用いるよう留意する。
  - マスク着用・手洗い・消毒の徹底
  - 不要不急の外出と 3「密」の場所への立ち入り回避
  - やむをえぬ公共交通機関利用時、混雑する時間・場所の回避
  - タクシー等車両への同乗時の常時換気 (窓開け等)
  - 打合せ・艀装時等、乗船者間の濃厚接触回避の徹底
- この期間内に以下に示す濃厚接触があった場合は、下記とりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注 6)。
  - 当機構が渡航に制約を設けている国・地域 (外務省感染症危険レベル 2 以上相当) へ 14 日以内に渡航歴がある方と濃厚接触した場合
  - コロナウイルス感染が判明した方と判明前 2 日以内あるいは判明後 7 日以内に濃厚接触した

## 場合

### 【乗船 7 日前から乗船日まで実施すべき事】

- この期間内を目安に原則として乗船者全員が PCR 検査を受検する。乗船前 PCR 検査の実施方法、検査免除の条件、費用負担等については注 7 を参照。
- 可能な限り自己隔離を心掛ける。自宅・宿泊先等で自己隔離をする際は、マスク着用・手洗い・換気に留意するとともに食事時の感染防止に努める（注 8 参照）。
- 乗船地周辺地域の最新の感染状況把握に努め、注意すること。
- PCR 検査の結果、陽性と判定された方には医療機関から直接連絡が入るので、速やかに各とりまとめ担当者、上長ならびに環境保安グループへ連絡する。乗船は控え、医療機関・保健所の指示に従う。

### 【乗船前日に実施すべき事】

- 乗船前日 10 時までに健康記録簿を各とりまとめ担当者に、とりまとめ担当者は集めた健康記録簿と全員の PCR 検査結果を運用部船舶運用グループに同日正午までに提出する。
- PCR 検査結果が陰性であっても健康記録簿の記載内容により運用部が乗船困難と認めた場合は乗船が許可されないため、翌日の乗船が可能であることを各とりまとめ担当者に確認する。

### 【乗船当日に実施すべき事】

- 舷門において手指消毒と各自が用意したマスクの着用を徹底する。健康保険証とともに航海中各自が使用する体温計、マスク、タオル、コップ・水筒等を持ち込むこと（注 9）。
- 乗船後速やかに首席研究者／主席研究員は船長と船内における感染防止のための取り組みや施設利用法について十分検討し、周知する。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改定基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。不明の点があれば各とりまとめ担当者を通じて事前に MarE3 担当部署に連絡・相談すること。

○MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先(各船共通) : (e-mail) [mare3-fleetops@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops@jamstec.go.jp)

\* とりまとめ担当者 :

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ➤ 首席研究者／主席研究員            | ← 乗船研究者（手配業者を含む）                            |
| ➤ 日本海洋事業担当者              | ← 日本海洋事業関係者（手配業者を含む）                        |
| ➤ マリン・ワーク・ジャパン担当者        | ← マリン・ワーク・ジャパン関係者（手配業者を含む）                  |
| ➤ MOL マリン担当者             | ← MOL マリン関係者（手配業者を含む）                       |
| ➤ JAMSTEC 運用部船舶運用グループ担当者 | ← JAMSTEC 職員（白鳳丸船員、乗船研究者を除く）、手配業者／代理店、広報関係者 |

○乗船前 PCR 検査に関する問い合わせは、MarE3 環境保安グループまで相談のこと。

MarE3 環境保安グループ連絡先 : (e-mail) [mare3-hsqe@jamstec.go.jp](mailto:mare3-hsqe@jamstec.go.jp)

以上

## 脚注

(注1) 本文書における「機構船舶による航海」について

原則として日本の港から4日の航程内(※)の機構船舶による航海(一時的なシフト・沖出し・FMEA及びドックへの回航等を除く)を前提としており、出航前に航海参加者全員がPCR検査を受検することを原則とする。日本の港から4日の航程外(※)に出る航海については、上記PCR検査実施に加え下記の要件をすべて満たすことを必須とする。

- 乗船前PCR検査による陰性確認後、出航前に指定する隔離期間を経て再度PCR検査を実施し、全員陰性を確認すること
- 傷病者が出た場合、外地においてコロナウイルス感染の疑いがある場合の対応を含む緊急搬送が受けられる港が複数確保されていること
- 船上で利用可能なコロナウイルス検査キットを搭載し、医師の診断に基づき利用できること
- 外地における補給地数・補給回数及び途中乗船者数を最少限にすること
- 外地における補給及び途中乗船による感染拡大防止のためPCR検査実施を徹底すること

なお、上記機構船舶による航海実施にあたり、感染が疑われる人を居室待機とするための部屋を少なくとも1室確保するため、乗船者数の調整を行うことがある。

※ 新型コロナウイルスは感染後「約5~7日程度で、症状が急速に悪化」するとされている(参考参照)。これに基づき、航海が日本の港から4日の航程内か外に出るかにより対応・対策を分け、4日の航程外に出る場合はより厳しく船内検疫状態を維持することを目的に洋上待機等の実施も状況により検討する。

(参考) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」1.(3) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html)

(注2) 本文書において乗船者は機構船舶による航海(注1)に参加予定の船員以外の人員である研究者・観測技術員・運航チーム員を想定している。運航チーム員は船員手帳を持つものの、その業務形態を考慮し船員以外の扱いとする。研究者等手配の技術者については研究者扱いとする。

(注3) 新型コロナウイルスに罹患した場合重症化するリスクが高いことが指摘されている以下の方及び早めの相談が推奨されている妊婦の方について、日本の港から4日の航程外に出る航海への参加は認めない。

高齢者(70歳以上) 及び

糖尿病(空腹時血糖値150mg/dL以上、ただし内服治療の有無によらずHbA1cが7.0%未満である場合は原則許可)、

慢性心不全(診断を受けており、内服治療をしている人)、

慢性肺疾患(COPD、間質性肺炎等)

等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等用いている方

(参考) 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (2020 年 10 月 11 日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14074.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14074.html)

(注 4) 健康状態観察期間 14 日間、検温期間 18 日間について

・世界保健機関 (WHO) の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1-12.5 日 (多くは 5-6 日) とされており、また、他の情報などから感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) (2020 年 3 月 10 日時点版)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

Ministry of Health, Labour and Welfare -About Corona Disease 2019 (COVID-19)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html)

・検温期間 18 日間は 4 日間 (37.5°C 以上の発熱確認期間) + 14 日間 (その後の健康状態観察期間) という考え方に基づく。

検温期間 14 日間とすると、たとえば乗船の 14 日前の 1 日だけ 37.5°C を超えた場合、その前の 3 日間にも 37.5°C 以上の発熱があった場合を捕捉できない。この場合、乗船 13 日前に平熱に戻ったとしても、厚生労働省の推奨する 14 日間の経過観察期間がとれないことになる。従って 14 日間の経過観察を可能とするため 4 日間 + 14 日間の計 18 日間の検温結果を求めることとした。

・健康状態観察期間・検温期間は乗船日を 0 日目としてカウントすることとする。

(注 5) 健康記録簿に記録すべき体調の異常を示す例は以下の通り。記録は指定する様式を使用のこと。保健所等による行動調査に対応するため作成する行動備忘録の MarE3 への提出は不要。

体調異常の例：息苦しさ (呼吸困難)、だるさ (倦怠感) 等の症状や味覚・嗅覚の異常等

(注 6) 報告に基づき、乗船前の PCR 検査受検の可否を運用部が判断する。そのため医師の診断付 PCR 検査結果 (検査費は各自負担) をとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ原則乗船前 PCR 検査実施前日正午までに提出する。

(注 7) 船員以外を対象とした乗船前 PCR 検査の実施について

- PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法・検査免除の条件等の詳細については別途 MarE3 より連絡する。
- 検査は原則郵送式の PCR 検査キットを使用し、医師の診断を求めることとする。
- 乗船予定研究者等が乗船前 PCR 検査で陽性と判定され、欠員のため航海実施に支障がでることを回避するために、可能であれば、次々席研究者/次々席研究員及び予備員を指名し、実施要領書に追記すること。次々席研究者/次々席研究員は、乗船予定者の中または予備員の中から指名可能。なお、予備員についても乗船者と同様の対応 (健康記録簿等の作成・PCR 検査受検等) が必要。
- 学部学生の指導教員が PCR 検査で陽性と判定された場合は、その学部学生を指導する教員が不在になるため学部学生は乗船不可。ただし、同じ研究室の教員を代理の指導教員として事前に指名している場合、学部学生は乗船可能。大学院生の監督者が PCR 検査で陽性と判定された場合、代理の監督者を事前に指名している場合に限り、代理の監督者が大学院生を監督することにより大学院生は乗船可能。

- ▶ 連続する研究航海に続けて乗船する場合、次航海出航まで原則同じ船に連続して宿泊（船内泊）し各船の行動ルールを遵守していれば、再度PCR検査受検を求めない。
- ▶ PCR 検査結果はとりまとめ担当者を通じて環境保安グループへ速やかに伝達する（詳細は別途 MarE3 より連絡）。
- ▶ 係船中の「ちきゅう」の観測技術員の取り扱いについては別途 MarE3 より連絡する。
- ▶ 乗船前 PCR 検査が必須となる乗船者の検査費用については、原則機構負担とする（負担内容については別途 MarE3 より連絡）。
- ▶ PCR 検査受検後、陰性判明まで船舶への訪問や宿泊は原則不可。
- ▶ 機構が求めるPCR検査の結果有効期間は検体採取日を0日目として原則7日目までとするが、この間は注8を参考に可能な限り自己隔離を心掛ける。
- ▶ 空港検疫所等で行われる検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考に MarE3 が判断する。
- ▶ 以下に該当する場合、とりまとめ担当者を通じて事前に運用部船舶運用グループへ報告・相談する（注6）。
  - 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ乗船14日以内に渡航歴がある場合
  - 新型コロナウイルス感染が判明し隔離中の場合

(注8) 自宅・宿泊先等における自己隔離については以下を参照のこと。

参考)「ご家庭内で新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(一般社団法人日本感染環境学会とりまとめ一部改変 2020年3月1日版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(注9) 乗船に際し、必要に応じて個人が使用する消毒液・飲料等も持ち込む。